

外部第三者評価結果報告書

1 外部第三者評価の実施体制

(1) 事務局の構成

区分	所属	職名	氏名
事務局長	営農支援課	課長 副参事 班長 主任技師	新里良章 泉強 宮里太 馬場剛

(2) 外部第三者委員会の構成

区分	所属	職名	氏名
学識経験者 消費者 生産者	琉球大学農学部 — 指導農業士(南部)	教授 フリージャーナリスト 指導農業士	上野正実 崎山律子 熱田守

2 外部第三者評価の実施実績

(1) 対象普及センター名

南部農業改良普及センター

(2) 外部評価の手順

時期	実施事項	場所
平成26年 4月24日	評価実施センター選定(南部、八重山)	県庁9階第4会議室
6月27日	南部農業改良普及センターへの説明	南部農業改良普及センター
10月31日	第三者外部評価委員への事前説明	県庁9階第4会議室
11月17日	現地調査(南部)	南部農業改良普及センター
12月～2月	評価結果取りまとめ	評価委員

(3) 外部第三者委員会の具体的な進め方と内容等

南部農業改良普及センター

時 間	進め方と内容等	説明資料名	説明者
	11月17日(月)		
09:00	<p>現地集合・・南部農業改良普及センター 現地調査</p> <p>1. マンゴーブランド産地への取組事例(大里)</p> <p>2. ぐしちゃんいいな菜生産組合 (八重瀬町)</p> <p>3. 新規就農事例 (八重瀬町)</p>	評価委員会資料	普及センター
12:00	昼食		
13:30	<p>委員の紹介</p> <p>管内概況説明</p> <p>1 管内図</p> <p>2 管内の農業概況</p> <p>3 農業改良普及指導活動の方針</p> <p>4 農業改良普及センターの業務内容</p> <p>5 普及指導活動体制</p> <p>6 普及指導活動の目標と実績</p> <p>7 課題推進のための協議会</p>	評価委員会資料	<p>営農支援課</p> <p>普及センター</p>
13:55	<p>普及活動事例報告</p> <p>1. ストレリチア産地化への取組み</p> <p>2. 農業制度資金借受者への経営改善支援</p> <p>3. 地域実態に即した収穫・管理体系の推進によるさとうきび増産</p> <p>○質疑応答</p> <p>委員聞き取り</p>	評価委員会資料	普及センター
15:15	委員評価内容検討		評価委員
15:45	委員評価・感想		評価委員
16:00	閉会		

(4) 外部第三者評価委員会における評価された事項、問題点として指摘された事項
 ①南部農業改良普及センター

項目	評価された事項	問題点として指摘された事項 (改善策も含む)
I 普及指導 計画及び 課題設定 について	<p>○左記の項目に関しては十分な配慮がなされていると評価する。</p> <p>○南部地域の農業と普及活動について、県内の先進地域として自覚をもち活動を展開。拠点産地の認定状況にも数値化され現れている。</p>	<p>【委員意見】</p> <p>○評価資料の中に前年度の活動内容だけでなく反省事項とその改善策、それを受けての活動が整理されることを望みたい。すなわち、PDCAサイクルを目に見える形にする必要がある。</p> <p>○5年間という長い計画期間の中で、実状にそぐわなくなつて削除された課題はわかるが、追加された項目がわからない。</p> <p>【改善策】</p> <p>○普及活動は、協同普及事業の実施に関する方針に則して、対象農家及び関係機関との合意形成を図りつつ5年を期間とする普及基本計画と単年度ごとの普及活動計画を作成し実施しております。単年度の成果については毎年評価を行うとともに、評価結果を次年度以降の普及計画に反映させて、普及指導活動の改善に努めております。</p> <p>普及基本計画の評価については最終年度にとりまとめるため、今回の外部評価資料には時期的なズレが生じております。</p> <p>○ご指摘のとおり、実状の変化に応じ普及基本計画に追加した項目が把握できるよう所管課と調整の上、記載法の工夫、改善に取り組みます。</p> <p>【委員意見】</p> <p>○おきなわブランドの確立の中で、ポテンシャルの高い南部地域で「環境と調和した農業生産活動支援」を実践してきた。一過性のブームでエコファーマーを終わらせること無く、女性たちと共に安心安全な食育へ広げるべきでは？</p> <p>○普及センターだよりの「ふえーぬ風」のように地域に根ざした活動を。</p> <p>①安定的な農業の担い手育成 ②おきなわブランドの確立 ③環境と調和した農業 ④地域資源活用による農村振興</p> <p>共通の活動方針の中で、とりわけ③の環境問題、食の安全、食育について南部地区の役割は重要。人口の大半を占める南部だからこそ農業教育、子供達へのアプローチと共に消費者としての女性達への農業のアピールも可能性大。沖縄観光と農業という視点も含め、特産物のあり方も研究が必要。</p>

【改善策】

○拠点産地認定件数は平成 27 年 1 月現在 30 件で県全体の約 40 %を占め、生産者や生産出荷団体、市町村が連携し主体的に取り組む体制を整備し、ブランド化に向け産地形成に取り組んでおります。また、農業粗生産額は、地区全体で 250 億円で県全体の 27.6 %を占め、耐候性ハウスや平張り施設の導入など園芸作物を起点に生産は拡大基調にあり、都市近郊産地として集約的な農業生産が展開されております。

○環境と調和した農業については、エコファーマーの認定軒数が 193 件（平成 26 年 3 月）、9 市町村、42 品目にのぼり県全体の 55 %を占めています。

しかし、農家が期待していたエコファーマー取得による販売価格の上昇が実感できない状況があり、推進の足かせとなっております。自然環境と調和し地域に根ざしたエコファーマの趣旨について改めて啓発に取り組んでいるところです。また、近年エコファーマーや特別栽培農産物から G A P への移行傾向があり、これを産地で取り組むことはもとより、消費者や食育とセットするなど地域全体に広げ、消費と生産の双方向性の活動展開をすることが必要と考えております。

【委員意見】

○関係機関との調整について→農業委員会との調整必要

○具体的な課題の解決について→農地の確保の問題

○農業者の意向や状況の変化を勘案しているか→新規就農者、新規品目の展示ほ

○課題は地域ニーズに合っているか→特に水の確保の問題

【改善策】

○平成 25 年に制定された農地中間管理事業法では、農業経営の規模拡大・集団化、新規就農の促進により農地利用の効率化・高度化を促進し、農業の生産性の向上を目的として、県段階に農地中間管理機構を設置し農地利用の適正化を促しています。これにともない普及センターでは、農地中間管理機構について農業委員会等と連携し、個別農家の農地相談をはじめ、指導農業士会や農業青年クラブ、J A 部会など各種組織において機構の仕組みや役割についての研修会等を開催し、制度の普及に取り組んでおります。また、新規就農では農業技術の習得に加え資金・農地確保や地域との信頼関係等多様・複雑な問題をクリアする必要があり、事前の情報収集が

		<p>重要です。さらに独立就農にあたっては、各種就農支援制度を活用することも重要な課題となっております。</p> <p>○新規品目の導入については、先駆者が背負うリスクを可能な限り減らすことが大切です。このため普及センターでは農研センター等試験研究機関やJAや行政等関係機関と連携し、普及に移す技術として新規品目の展示ほを積極的に設置することとしております。</p> <p>○水の確保については地域農林水産業推進会議等を通して、関係部署と協議するなど課題解決に向けた体制を構築し、今後とも総合的な見地から個別経営体や新規就農者を支援してまいります。</p>
--	--	--

項目	評価された事項	問題点として指摘された事項（改善策も含む）
<p>Ⅱ 組織的、 継続的な 活動につ いて</p>	<p>○限られた人員で組織的で継続的な活動を可能とする体制が構築されている。</p> <p>○多種多様な農業現場の細かい情報のくみ上げがなされており、行政や試験研究への反映が期待される。</p> <p>○南部地区のマンゴー、ドラゴンフルーツなどの果樹やゴーヤー、さやいんげんなど、野菜産地としての地域ブランドが確立してきている。</p>	<p>【委員意見】</p> <p>○ホームページはなかなかのできで一般向けの情報発信力も評価できるが、新規就農者やその希望者が取りつきやすくする工夫も望まれる。</p> <p>○外部機関・団体との連携もよく取れているので、評価資料にも積極的に記述した方がよいと思われる。</p> <p>【改善策】</p> <p>○普及センターの情報発信は一義的には展示ほ、現地検討会、講習会、先進地視察及び報告会等農家と直接接し、膝を交えながらの情報交換や伝達を基本としますが、補完するものとしてホームページ、普及センター便り、パブリシティ、講演会等を通して情報を積極的に発信してまいります。ホームページ上での新規就農者への情報提供は、新規就農に係る施策を所管する農業会議にリンクできるよう改善するとともに、当センターでは、ケース・バイ・ケースの対応となる就農相談については、引き続き面談を基本に支援を行います。また、農研センターや農業大学校等と連携を強化し情報共有化を図ると共に、農業改良普及活動高度化全国研究大会等での成果発表等を通じて全国的な情報発信に努めます。</p>

		<p>【委員意見】</p> <p>○久米島・南北大東島の離島駐在チームが置かれている強みをもっと活かして欲しい。発信力を発揮すべき。</p> <p>【改善策】</p> <p>○地区駐在普及指導員については、平成26年度から全員主任技師以上の配置となっております。結果、久米島においては18年ぶりの指導農業士2名の誕生、かんしょ協議会の活動充実及び、拠点産地認定（3月予定）の取組、南北大東においては、両かぼちゃ生産協議会の設立と北大東における拠点産地の認定（3月予定）等々顕著な実績が見られています。</p> <p>○これまで駐在普及指導員は所内体制上、所長と1対1での大雑把な調整になりがちでしたが、今年度からは駐在チームミーティングを定例化し、技術系班長を世話役として明確化したことから、よりきめの細かい業務調整が行われています。今後とも、駐在普及員が孤立することのないよう、調整機能を充実させ発進力や現地活動の強化に努めます。</p>
--	--	--

項目	評価された事項	問題点として指摘された事項（改善策も含む）
<p>Ⅲ 普及活動 成果及び 評価手法 について</p>	<p>○左記項目に関しては概ね適正であると評価できる。</p> <p>○新規就農者はセンターを頼り信頼している状況がみてとれる。</p> <p>○エコファーマー認定の機運づくりを行い「ぐしちゃんいい菜」の産地化へ結びついた。</p> <p>○若手女性を農業者勉強会の開催など、農村男女共同参画のため取り組んでいる。</p>	<p>【委員意見】</p> <p>○多くの実証圃が設置され、それなりの成果を得ている。これをもう一步外部へも情報発信（研究発表等）する積極さも欲しい。</p> <p>○今日の営農・経営は社会の複雑化に応じて専門化・細分化が加速する傾向があり、外部専門家の力を必要とする状況が増えてくる。これらをコーディネートできる高い能力が要求されるので、所内でのより一層の相互連携・切磋琢磨が望まれる。</p> <p>【改善策】</p> <p>○実証ほの多くは、農研センターとの一体的な推進体制に基づき、課題評価システムでのファオローアップ機能を有する「普及に移す課題」の実証ほや、各種事業推進と連携した新技術等の実証ほであり、その実施数は年々増加傾向にあります。そのため実証ほの成果については、農研センターや各種事業実施主体の実績報告のなかで公表されることが多くな</p>

りますが、普及の役割を明確にする目的から、近年は普及センターごとに実施した実証ほや展示ほについては、年度ごとに小冊子にとりまとめ、報告する方向にシフトしております。主管課と調整の上、より効果的な情報発信方法を検討いたします。

○普及事業の運営に関する指針では、高度な技術と知識の普及指導を行うスペシャリスト機能と農業者と関係機関の連携の下、方策の策定及び実施等を支援するコーディネート機能の両機能を発揮させ、総合的に支援することを基本としていますが、御提言の通り現場ではコーディネート機能の要請が年々高まりを見せております。行政改革等で普及指導体制が地域分担方式から専門分担方式に変更したことも相まって、連携やスキルアップを個人の中で消化する場面が多くなり、両機能を十分に発揮するには人員数において、限界にきている現状があります。研修等により個人のレベルアップを強化するとともに、適正な人員確保により所内チーム間で一層の連携・切磋琢磨を実現できるよう要請等に努めます。

【委員意見】

○オリオンビールCMの「ぐしちゃんいい菜」のPRのように話題作りの中から農業への関心を消費者に拡げることも大切なポイント。

【改善策】

○「ぐしちゃんいい菜」の活動支援としては、生産者へのGAP指導や栽培技術支援に加え、流通・販売業者と連携した販促活動や、学校給食と提携した食育の推進支援など多角的かつ一体的に取り組むことが重要であると認識しております。

【委員意見】

○実証ほの農家への普及

【改善策】

○実証ほ等の成果については、地区園芸推進講演会や地区普及事業推進会議、その他各種研修会、講演会等において、市町村、JA部会等各関係機関と連携して公表・発信しております。

今後とも、きめの細かい情報発信に努めて参ります。

3 外部第三者評価の説明・提出資料名一覧

①事前説明会資料

沖縄県普及事業外部第三者評価実施要領
沖縄県普及事業外部第三者評価委員会設置要領
普及事業の概要と普及活動評価の仕組みについて
普及センター事前提出資料
(普及指導基本計画書、普及活動計画書 (H23～25年)・普及活動実績 (H23～25年)・管内概要)
平成23年度～平成25年度普及事業外部第三者評価実施結果報告書

②南部農業改良普及センター

委員会資料

4 その他特記事項

特になし